

議案第 52 号

定住自立圏形成協定の変更について

次のとおり倉吉市との間において定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例（平成 21 年三朝町条例第 18 号）及び定住自立圏の形成に関する協定（平成 22 年 3 月 31 日締結）第 6 条後段の規定により、本議会の議決を求める。

平成 23 年 6 月 13 日

三朝町長 吉 田 秀 光

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日倉吉市（以下「甲」という。）と三朝町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

別表 生活機能の強化の部福祉の款の前に次のように加える。

医療	救急医療体制の充実	圏域における初期救急医療体制及び二次救急医療体制を、鳥取県中部医師会等と連携して維持し、及び確保するため、救急医療体制の診療機能として必要な運営及び施設、設備等の整備に対し支援を行う。	<p>(1) 救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証を行う。</p> <p>(2) 救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行う。</p> <p>(3) 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。</p>	<p>(1) 救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証に協力する。</p> <p>(2) 救急医療体制を充実させるための事業の企画を行う。</p> <p>(3) 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。</p>
----	-----------	--	---	---

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年 月 日

甲 鳥取県倉吉市葵町 722 番地
倉吉市
倉吉市長 石田 耕太郎

乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬 999 番地 2
三朝町
三朝町長 吉 田 秀 光